

GLTD①

保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

病気やケガで働けなくなった時、病気休暇等のいろいろな制度が用意されておりますが、それらは、いつまでも続くものではありません。そのような、病気やケガで長期間働けなくなった時にお役に立つのが、「長期障害所得補償保険GLTD」です。

お客様の声（40代・男性）

2年前に脳こうそくとなり、右半身に運動障害が残りました。日常生活全般に介護が必要なため、まだ復職はできていません。すでに病気休暇期間は終了し、現在、病気休職2年目に入っています。「長期障害所得補償保険GLTD」に加入していたため、今は保険金を受けとっています。復職を目指して、日々リハビリに頑張っていますが、毎月の収入があるのは心強いものです。

追加 - 1

保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

長期就業障害時の公的給付

公的給付には、①労災保険の休業補償給付、②健康保険の傷病手当金、③国民年金の障害年金などがあります。この中で最も対象件数が多いのが②健康保険の傷病手当金です。健康保険法第99条では、「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として一日につき標準報酬日額の3分の2に相当する金額を支給する」と定めています。この3日の待機期間は、3日連続して会社を休むことで初めて完成します。また、会社の有給休暇や所定の休日があった場合でも、待機期間としてカウントされます。つまり、「休み・休み・入社・休み」では待機期間は完成しません。

追加 - 2

保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

標準報酬日額とは

公的給付の傷病手当金においては、標準報酬日額の3分の2に相当する金額が支給されることが健康保険法で定められています。

厚生年金や健康保険などの社会保険料は、給与の金額に比例して決まっています。給料の金額は一般的に残業代の発生などもあり個人で差が発生するため、毎月の保険料計算が煩雑になってしまいます。そこで、月々の給料から支払うべき保険料を標準報酬月額という仕組みを使って簡易に計算ができるようにしています。この標準報酬月額を1/30した数字を標準報酬日額と定めています。例えば月額報酬が312,000円の場合、標準報酬月額は320,000円、日額は10,670円となります。この3分の2が、傷病手当金として支払われます。

追加 - 3

保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

就業障害とは

支払対象外期間中と対象期間中によって分かれており、支払対象外期間中においては、「被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない」こと、対象期間中においては、「身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であること」と定めています。

つまり、支払対象外期間中(障害発生から200日間)に、何らかの業務に復帰することができた場合、就業障害発生前の業務とは異なっていた場合でも、就業障害の定義を満たしていないため、GLTDの保険金お支払いの対象とはなりません。

一方、対象期間開始後に休業前と異なる業務職種で復帰し上記定義上の状態(一部従事・所得喪失率20%超)にある場合は、GLTDの保険金をお支払いすることができます。

追加 - 4

保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

メンタル疾患

GLTDにおける保険金お支払い事例として、昨今メンタル疾患に起因したケースが増加しています。

GLTD幹事保険会社である損害保険ジャパン日興亜の全社ベース統計データによると、**2013年4月以降にお支払いしたGLTD保険金のうち、メンタル疾患を要因とする就業障害でお支払いした保険金は、全体の約62%(件数ベースでは約67%)**を占めており、年々増加傾向にあります。

メンタル疾患が原因の場合、GLTDにおける保険金支払対象期間は3年間となります。なお、薬物依存やアルコール依存症は補償の対象とはなりません。

メンタル疾患は「こころの病気」と言われますが、ストレスを主要因とし、脳の機能的・器質的障害を起こすことによって引き起こされる疾患であることを意識しておきましょう。

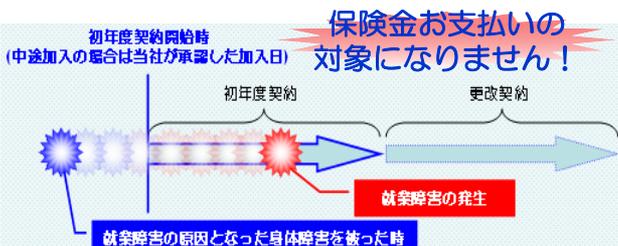
追加 - 5

保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

始期前治療 その1

被保険者にとって初年度契約となる契約開始前に、就業障害原因が生じている場合、保険金お支払い対象にはなりません。主にメンタル疾患を患っている方に多いケースと言えます。



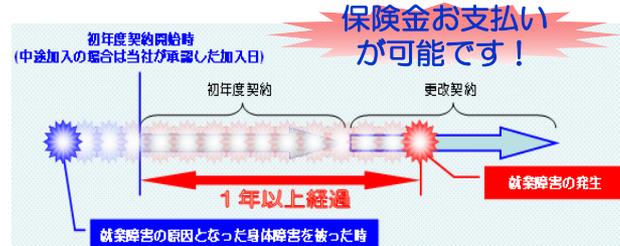
追加 - 6

保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

始期前治療 その2

初年度契約となる契約開始前に、就業障害の原因が生じていたとしても、初年度契約開始から1年経過後の就業障害については、保険金お支払い対象となります。



追加 - 7

保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

休職中に別の病気が見つかった・・・

ケガの治療を原因として休職している間に、別の疾病を原因とする入院を開始し就業障害期間の延長を余儀なくされた場合などでは、ケガと疾病の就業障害を別々に取扱います。ただし、重複期間に関しては保険金は重ねて支払われませんので、疾病による保険金のお支払いは、傷害による保険金のお支払いが終了した後に開始されることとなります。



追加 - 8

保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

住宅ローン返済中です・・・

マイホームを取得され住宅ローンを利用されている方の多くは融資を受ける際に、「団体信用生命保険」の申込み手続きも同時に行なっているのではないのでしょうか。団体信用生命保険は、住宅ローンの返済途中で死亡あるいは高度障害になった場合に、本人に代わって生命保険会社が住宅ローン残高を支払うというものであり、マイホームを守るためには非常に重要な役割を担っています。しかしながらあくまでも死亡・高度障害を対象としており、病気やケガで長期療養を余儀なくされた場合には、保険金支払の対象とはなりません。最近では生活習慣病などで就業できなくなった場合の保障がついているプランも見受けられますが、マイホームを守るためには、病気やケガの長期療養による収入減をカバーすることも重要なポイントと言えます。

追加 - 9

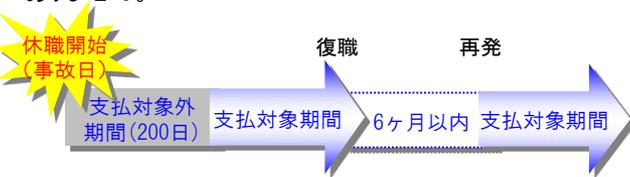
保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

病気が再発した・・・ その1

病気を患い就業障害となった後、就業障害が再発した場合GLTDでは以下対応となります。

- 就業障害が終了した日からその日を含め6ヶ月未満に再発した場合
→同一の就業不能とみなし、新たな支払対象外期間の適用はありません。



追加 - 10

保険の知っ得情報

長期障害所得補償保険「GLTD」

病気が再発した・・・ その2

病気を患い就業障害となった後、就業障害が再発した場合GLTDでは以下対応となります。

- 就業障害が終了した日からその日を含め6ヶ月を経過した日の翌日以降に再発した場合
→前と後の就業障害は別として扱い、新たに対象外期間を適用します。

